「グローバル展開支援中堅企業創出プロジェクト（海外ビジネスマッチング PR 支援事業）」
企画・運営業務に係る業務委託仕様書

１　委託業務名

「グローバル展開支援中堅企業創出プロジェクト（海外ビジネスマッチング PR 支援事業）」企画・運営業務

２　事業の趣旨・目的

本市には、ベンチャー企業として創業した当初から、ものづくり技術や大学の研究知を源泉とする独自の技術力を活かし、海外市場を視野に入れた事業展開により発展を遂げたグローバル企業が数多く存在しており、こうした企業がこれまで京都経済を牽引してきた。

今後、京都経済の更なる活性化を図るためには、次代のグローバル企業を創出する必要がある。

このため、独自の技術力と市場優位性のある商品を持つ中小企業に対して、国の支援策の活用も見据えながら、海外販路開拓とＤＸによる生産性向上について、計画策定から実践まで伴走支援し、未来の京都を牽引するグローバル中堅企業を育成する。

本事業では、既に海外展開実績があり、海外市場の獲得・拡大により更なる成長が見込まれる中小企業に対して、海外進出計画の策定・ブラッシュアップ、海外展示会への出展支援、契約締結までのフォローアップ、海外の特定地域を対象とした企業ＰＲ、販路開拓を目的とした海外企業等とのマッチングを伴走支援する。

３　委託期間

契約締結日～令和８年３月３１日（火）

４　事業概要

本事業では、上記２の趣旨・目的を達成するため、翌年度の取組も具体的に見据えながら、下記内容により事業を実施する。

ア　支援対象企業

次のいずれの項目も満たす中小企業

- 京都市内に本社・本店を有し、かつ京都市内に営業所等の拠点を有する製造業を営んでいること。
- 独自の技術力と市場優位性のある商品を持ち、既に海外展開実績を有すること。

イ　支援内容

① 海外進出計画の策定及びブラッシュアップ（令和７年度及び令和８年度）

② 海外展示会の出展支援及び契約締結までのフォローアップ（令和７年度）

③ 海外の特定地域を対象とした支援企業や商品の認知度向上に向けたＰＲ支援（令和７年度）

④ 販路開拓を目的とした海外企業等とのマッチング支援（令和８年度）

※支援企業の販路開拓・拡大先となる国・地域については、支援企業と協議のうえ実施すること。

ウ　支援企業数（予定）

３社（公募により選定）

エ　事業の主な流れ

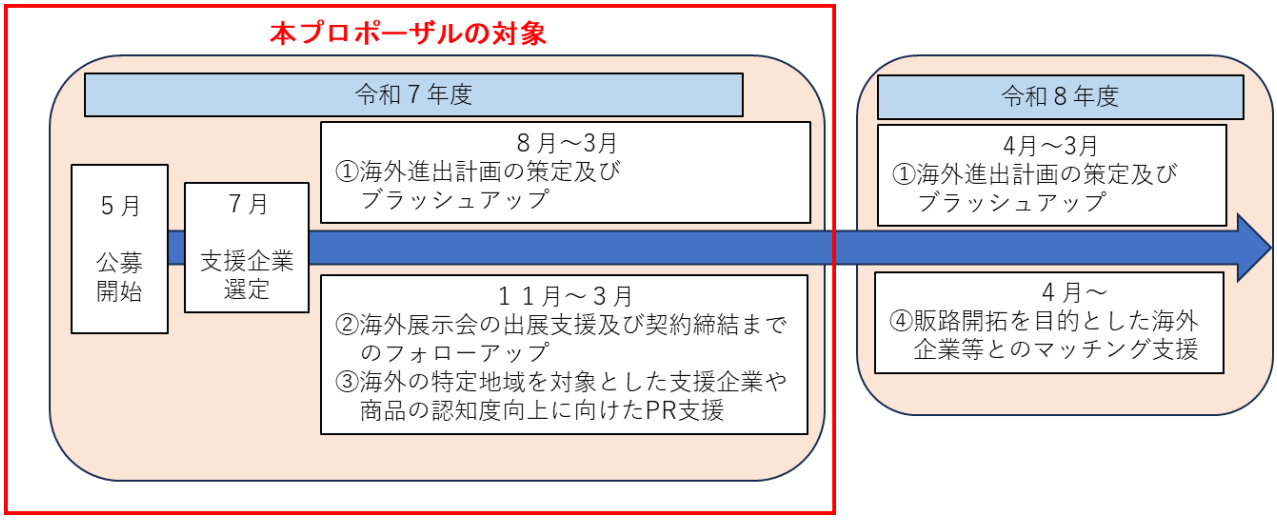

【留意事項】

本プロポーザルでは、令和７年度に実施する上記イ　支援内容 ①～③の実施に係る業務の受託候補者を選定します。

なお、令和８年度に実施を予定している上記イ支援内容①、④については、令和８年度に改めてプロポーザルを行いますが、本プロポーザルの提案においては、翌年度の取組も具体的に見据えた上記エ全てに関するものとしてください。

令和８年度実施予定分については、令和７年度委託業務ではないため、契約内容には含まれませんが、一連の支援フローの考え方や令和７年度実施分の提案が、具体的に令和８年度の実施内容やKPIを見据えたものになっているかといった観点で審査を行います。

５　業務内容

受託者は、上記２の趣旨・目的を達成するため、本市と連携し、下記に定める事業の企画・運営全般を行う。実施内容の詳細については、企画提案の内容を基に本市と受託者で協議し調整する。

ア　業務内容

（ア）本事業全体の企画・運営

本事業の実施にあたって、以下の業務を実施する。

① 支援企業の選定（公募等）

※支援企業の選定にあたっては、本市及び本市が指定した団体によって構成された審査会によって協議のうえ決定する。

② 審査委員候補の提案・選定及び審査委員への謝金の支払い

※審査委員候補（最大５人）の選定については本市と協議すること。また、審査委員への謝金の支払いについては、本市「京都市附属機関等の設置及び運営に関する指針」に基づき支払うものとする。

③ 採択企業・不採択企業への決定通知等の発送事務

（イ）海外進出計画の策定及びブラッシュアップ

支援企業の選定後、ヒアリングを通じて支援企業の海外ビジネスに関するニーズや課題等を把握し、海外進出計画の策定及びブラッシュアップや、同計画の推進に向けた助言を図る等、伴走支援を実施する。

あわせて、本事業で支援を行う対象国・地域について、本市、受託者及び支援企業と協議のうえ、決定する。

（ウ）海外展示会の出展支援及び契約締結までのフォローアップ

対象国・地域での販路開拓を図るため、支援企業の展示会出展の手続及び同行を行うとともに、出展後は契約締結までのフォローアップを実施する。

なお、出展する展示会については、本市、受託者及び支援企業で協議のうえ決定する。

（エ）海外の特定地域を対象とした支援企業や商品の認知度向上に向けたＰＲ支援

対象国・地域において、ＳＮＳ、現地メディア等の広報媒体、受託者が有するネットワーク等を活用し、支援企業及び商品の認知度向上を図り、支援企業の販路開拓を支援する。

（オ）月次状況報告

受託者は、毎月１０日を目途に、前月における支援企業とのやり取りや支援状況をまとめ、本市に報告すること。また、これに限らず、本市による随時の報告依頼にも可能な限り応じること。

（カ） 実績報告書

令和８年３月３１日（火）までに、下記内容を含む支援実績等を総括・分析した報告を行うこと。

① 支援企業へのヒアリング・伴走支援内容

② 展示会出展の概要及び商談内容、フォローアップによる成果

③ ＰＲ支援による成果

（参考）令和８年度に実施予定の内容　<u>※本委託業務には含まれません。</u>

〇販路開拓を目的とした海外企業等とのマッチング支援

対象国・地域における販路開拓・拡大を目的とした支援企業と海外企業等とのマッチングを支援する。

イ　業務の内容に係る留意事項

（ア）本事業全体の企画・運営

・支援企業の公募にあたって、以下の事項を実施すること。

- チラシデザインの製作及び印刷（５００部）
- 募集要項及びエントリーフォームの作成
- 公募期間中の問合せ対応、事前相談対応の実施。なお、募集状況及び各種対応状況については、随時本市に報告すること。
- 公募期間中、受託者のネットワークを活かしながら申請企業の開拓に努めること。
- 公募開始の時期は５月中とし、募集期間に１ヶ月半程度を確保すること。

（イ）海外進出計画の策定及びブラッシュアップ

・実施にあたって、支援企業と調整のうえ、少なくとも月に１回以上、面談の場を設定するよう努めること。

・支援企業へのヒアリングにより、支援企業の課題、支援ニーズ等を聞き取ったうえで、展示会出展内容、支援内容等の戦略等を構築し、効果的な支援を図るよう努めること。

（ウ）海外展示会の出展支援及び契約締結までのフォローアップ

・展示会出展申込、ブース企画、施工手配、出展社パス手配等、出展に係る手続き全般を行うこと。なお、ブース企画にあたっては、支援企業及び本市と協議のうえ実施すること。

・展示会に同行し、出展サポートを行うこと。また、支援企業の求めに応じて商談の同席及び通訳者の手配を行うこと。

・展示会会場内外において、渡航中、展示会出展１日１社当たり<u>１０件以上</u>の面談を設定すること。なお、面談相手の設定にあたっては、支援企業及び本市と十分に協議すること。

・展示会出展後、支援企業の新たな販路開拓に繋がるよう、商談相手先の情報提供、助言等、フォローアップを図ること

（エ）海外の特定地域を対象とした支援企業や商品の認知度向上に向けたＰＲ支援

・実施にあたっては、支援企業の意見を踏まえ、メディア、ＳＮＳ等の活用に限らず、支援企業や商品の認知度向上に効果的な手法を検討し、実施すること。

（オ）その他

本市は、中堅企業の育成のために、本事業に加え、「グローバル展開支援中堅企業創出プロジェクト（ＤＸによる生産性向上支援事業）」を別に実施している。このため、両事業に同時に支援される企業がある場合等においては、グローバル展開支援中堅企業創出プロジェクト（ＤＸによる生産性向上支援事業）を担当・実施する（公財）京都高度技術研究所とも連携し進めること。

※（公財）京都高度技術研究所が担当・実施する事業の概要

グローバル展開支援中堅企業創出プロジェクト（ＤＸによる生産性向上支援事業）

・対象者：市内に拠点を有し、製造業を営む中小企業

・事業対象：海外市場の獲得・拡大を目的として、製造ラインや組織体制の変革等に係るＤＸを行うもの

・支援内容：１年目（令和７年度）ＤＸ計画の策定支援

２年目（令和８年度）ＤＸ計画に基づく事業実施支援

（補助率１／２以内、補助上限額５，０００千円）

・支援企業数：３社

（参考）令和８年度に実施予定の内容　※本委託業務には含まれません。

〇販路開拓を目的とした海外企業等とのマッチング支援

・実施にあたっては、面談候補先を１支援企業あたり５０社以上リストアップし、うち１０社については面談を設定すること。面談相手として、顧客（販売先）候補、販売代理店候補企業、事業提携候補、製造等委託先候補、その他ビジネス展開のために関係構築が必要な個人・企業・政府関係者等を想定。

なお、面談相手のリストアップ及び面談設定にあたっては、支援企業及び本市と十分に協議すること。

・面談の形式についてはオンラインも含むものとする。

・実施にあたっては、支援企業と協議し、必要に応じて契約締結までのフォローアップを行うこと。

※提案書内に、どのような候補先ネットワークがあり、面談設定が可能か、具体的に例示すること。

ウ　ＫＰＩ（重要業績評価指標）

令和７年度における、本事業のＫＰＩについては、以下のとおりとする。

「海外展示会の出展支援及び契約締結までのフォローアップ」において、支援企業と協議のうえ、渡航中、展示会会場内外において、渡航中、展示会出展１日１社あたり１０件以上の面談を設定。

（参考）本事業（令和８年度末時点）及び令和８年度単年度のＫＰＩ

ア　本事業（令和８年度末時点）でのＫＰＩ

契約件数（※１）：５件

イ　令和８年度単年度のＫＰＩ

「販路開拓を目的とした海外企業等とのマッチング支援」において面談候補企業を支援企業１社あたり５０社以上リストアップし、うち１０社以上の面談を設定（オンライン面談可）※２。

※１　契約件数に掲げることのできる主な契約例は以下のとおり。

契約例：協業の契約、M&A 契約、販売代理店契約、研究開発の契約、秘密保持契約等

※２　本支援については、２年目に実施するものであるため、審査に関しての参考材料とする。

６　成果物

本業務終了後の提出書類は以下のとおりとし、紙資料については原本のほか、副本２部、電子データは本市が指定する記録媒体に収録して提出する。

(1)　実績報告書

(2)　収支決算書

※　報告書には、実施概要、事業効果、課題とその対策を記載すること。なお、実施概要及び事業効果は、可能な限り定量的に記載すること。

(3)　本業務で取得、利用又は作成した資料

(4)　その他、本市が指示するもの

※　報告書等の作成に利用した各種資料については、電子データにて提出すること。

※　電子データは Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft Power Point、Adobe Acrobat を基本とする。その他のアプリケーションを用いる場合は、本市と協議を行うこと。

７　契約要件

⑴　契約の形態

業務委託契約

⑵ 委託金額の上限

３３，０００千円（消費税及び地方消費税込）

⑶ 支払い

受託者からの請求により支払う。原則精算払いとするが、必要に応じて部分的な前金払いを認める。

⑷ 対象経費

本業務を遂行するために必要な経費であり、通常業務と区別して経理することが可能な経費とする。

ア　人件費

イ　交通費

ウ　会場賃借料

エ　謝金

オ　消耗品費

カ　広報費

キ　通信運搬費

ク　委託費

ケ　アルバイト賃金

コ　その他、本業務の遂行に必要と認める経費

⑸ 対象外経費

ア　機械・機器等の購入経費

イ　土地・建物を取得又は借上に要する経費

ウ　施設や設備を設置又は改修するための経費

エ　国や地方公共団体等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費

オ　打合せの際の飲食代等、公費で負担すべきでない経費

カ　その他、本業務との関連が認められない経費

⑹ 留意事項

見積書の作成に当たっては、運営経費に加えて、以下の予算を含むものとし、当該経費を計上すること。

・運営経費（人件費、交通費、謝金（最大５人）、消耗品費、広報費、通信運搬費、委託費（ただし、一括委託は除く。）、アルバイト賃金等）

・支援企業の展示会出展に係る経費（装飾・施工費を含む）

・受託者の展示会出展同行に係る旅費（支援企業の参加者の旅費は含まない）

・海外の特定地域を対象とした支援企業や商品の認知度向上に向けたPR支援に係る経費

⑺ その他

契約期間が終了するとき（継続して契約する時を除く。）又は契約が取り消されたときは、受託者の負担において、速やかにリース・レンタル等の契約終了に対応するとともに、次の業務受託者が円滑に業務を遂行できるよう十分な引継ぎを行うものとする。

８　その他留意事項

⑴　募集要項及び本仕様書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と本市が協議のうえ、決定することとする。

⑵　契約締結後、本業務の全部または主たる業務の一部全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、別で定める様式により、あらかじめ本市の承認を得ること。

⑶　本業務の開始から終了までの間、事業の円滑な実施のために、密に本市と連絡調整を行うとともに、毎月、実施状況を書面等により、本市へ報告すること。また、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し、報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。

なお、進捗状況が思わしくない場合等、本市が業務実施方法や業務実施計画の見直しを求める場合には、対応すること。

⑷　共同事業体で本業務を実施する場合は、同事業体の構成員の中から代表者を選定し、本市の窓口となるとともに、共同事業体内の正確な意思伝達を行うこと。

⑸　受託者は、本業務の遂行に当たり、本市との会議又は打合せを行う必要があるときは、市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場所を確保すること。

⑹　受託者は本業務について秘密を守り、本業務の実施及びその他これに関連又は付随して知り得た情報（以下「情報」という。）は、本業務の履行以外に使用してはならない。また、情報は許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。

⑺　本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

⑻　本業務を通じて著作権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。本業務により生じた成果物の著作権については、本市に帰属させるものとする。

⑼　成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利については、受託者が納品前に交渉及び適切な処理を行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

⑽　本業務により生じた収入については、本市が収入するものとする。

⑾　受託者は、本事業に係る監査が行われる場合は、協力すること。

⑿　令和８年度に実施予定の内容については、京都市の令和８年度当初予算の成立が前提となるため、事業予定内容に変更が生じる場合がある。